

1. 基本情報			評価対象年度 (29 年度)					
施策コード	213		施策名	生活の安定の確保及び自立・就労支援				
将来像	2	健全でともに支え合うまち(「支え合い」の分野)						
まちづくりの基本目標	21	ともに支え合って生活するまち						
主担当部	健康福祉部		主担当課	生活福祉課		主担当係	庶務係	
担当者	八巻 浩孝		役職	健康福祉部長		内線	160	
関係課	男女共同参画センター	産業振興課	地域包括ケア推進課	高齢支援課	健康推進課	子ども家庭支援センター	まちづくり課	教育総務課

2. 施策の方向		
10年後の姿	さまざまな要因から生活支援が必要な市民が、必要な支援を受けることで、安定して生活し、自立に努めています。	
施策の方向性	1	生活困窮者の安定した生活のための支援と自立のための支援を行います
	2	虐待・DV防止と個人の尊厳を守る権利擁護に関する取り組みを行います
	3	就労に関する情報提供や相談支援を行います
	4	みんながともに支え合う地域福祉を推進します

3. 構成事業の状況			(単位:千円)				
No.	事務事業名	実行計画	施策の方向性	担当課	平成28年度決算	平成29年度決算	平成30年度予算
0102011201	男女共同参画センター運営管理事業	対象	2	男女共同参画センター	8,071	6,380	5,874
0105010101	ふるさとハローワーク事業	対象	3	産業振興課	6,067	5,453	5,995
0103010102	民生・児童委員活動事業		すべて	地域包括ケア推進課	11,671	11,703	13,052
0103010107	社会福祉協議会運営助成事業		すべて	地域包括ケア推進課	48,580	48,580	48,580
0103010109	地域福祉推進協議会事業		4	地域包括ケア推進課	158	162	117
0103010114	地域福祉総務事業	対象	4	地域包括ケア推進課	5,350	6,123	5,783
0103010118	福祉サービス第三者評価受審支援事業		4	地域包括ケア推進課	1,637	1,335	3,000
0103010122	権利擁護事業		2	地域包括ケア推進課	18,873	17,029	17,764
0103010136	地域福祉計画策定事業		すべて	地域包括ケア推進課	994	3,923	0
0103010103	保護司活動事業		4	生活福祉課	2,200	2,234	2,316
0103010104	行旅病人・死亡人取扱事業		1	生活福祉課	632	1,174	2,096
0103010105	福祉資金貸付事業		1	生活福祉課	8,820	8,500	5,806
0103010120	中国残留邦人等生活支援給付事業		1	生活福祉課	30,503	26,555	33,482
0103010124	住宅確保給付金給付事業		1	生活福祉課	322	643	1,592
0103010123	受験生チャレンジ支援貸付事業		1	生活福祉課	370	345	569
0103010131	生活困窮者自立支援事業	対象	1	生活福祉課	14,364	15,751	31,498
0103020302	母子生活支援施設等入所措置事業		2	生活福祉課	24,481	26,971	31,000
0103020303	母子及び父子福祉資金貸付事業		1	生活福祉課	228	248	271
0103020305	ひとり親家庭支援事業		1	生活福祉課	6,275	7,341	10,140
0103020307	母子緊急一時保護事業		2	生活福祉課	0	0	100
0103030102	生活保護事務事業		1	生活福祉課	16,665	16,762	18,197
0103030201	生活保護援護事業		1	生活福祉課	3,931,426	3,853,029	3,950,030
0103010108	福祉関係団体助成事業		4	高齢支援課	2,068	2,048	2,052
0104010249	未熟児養育対策事業		2	健康推進課	6,325	4,003	5,895
0103020301	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	対象	2	子ども家庭支援センター	15,908	11,618	14,400
0103020909	子どもの貧困対策事業	対象	1	子ども家庭支援センター	0	0	3,000

0108040102	市営住宅管理事業		2	まちづくり課	8,380	5,266	10,801
0110010206	奨学資金貸付事業		1	教育総務課	2,220	2,160	2,400
0110020205	小学校就学援助事業	対象	1	教育総務課	44,216	46,787	51,987
0110030205	中学校就学援助事業	対象	1	教育総務課	42,205	51,166	51,235
総事業費(施策の合計)					4,259,009	4,183,289	4,329,032

4. まちづくり指標

指標情報				平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成32年度	平成37年度	
①	名称	生活困窮者に就労支援を行ったうち就労に結びついた人数		目標値	30	30	38	40	45
	説明	単位	人	実績値	25	13			
	抽出方法			達成率	83.3%	43.3%			
②	名称	あなたが住んでいる地域で、助け合いや支え合いができていていると思う人の割合		目標値	—	—	—	37.7	47.1
	説明	単位	%	実績値	—	33.7			
	抽出方法	市政世論調査(平成29、32、35、38年度実施)		達成率	—	—			

5. 評価(平成29年度実績に対する)

評価基準	評価※	評価理由
投入財源・成果(「3. 構成事業の状況」「4. まちづくり指標」)に対する評価	総合評価(成果、投入財源等を総合的に評価) 維持	<p>①のまちづくり指標が達成されることは、「10年後の姿」で掲げる「さまざまな要因から生活支援が必要な市民が、必要な支援を受けることで、安定して生活し、自立に努めている」ことに繋がる。一方で、就労者が増えると対象者の分母が減ることもあり、数値設定に課題がある。また、「生活保護制度から経済的自立により廃止となった世帯数」といった指標の設定については、抽出方法も含め検討が必要である。</p> <p>生活困窮者自立支援事業による成果として、平成20年度より増加傾向にあった生活保護世帯のうち、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯に当てはまらない「その他」世帯の増加を抑えることに繋がった。さらに、30年度からは任意事業である家計相談支援、就労準備支援事業を実施することにより、生活保護に陥る前の段階で、生活困窮からの脱却を図る。</p> <p>その他、虐待やDVIについては庁内で連携をとり、適切に対応することができた。また、地域福祉の増進に向けては、民生・児童委員との連携や、清瀬市社会福祉協議会への運営費助成を行うことで、市と両輪の役割を果たしながら取り組んだ。</p>

※順調「10年後の姿」の達成に向け、「構成事業の状況」や「まちづくり指標」の進捗が順調に推移している
維持「10年後の姿」の達成に向け、「構成事業の状況」や「まちづくり指標」の進捗に一部課題がある
停滞「10年後の姿」の達成に向け、「構成事業の状況」や「まちづくり指標」の進捗が遅れている

6. 施策を取り巻く環境

外部要因	状況	外部要因に対する評価	評価理由
市民ニーズの状況	景気回復が実感されていない現状において、潜在的な生活困窮者は増加している状況にあり、市民ニーズは高い。	3. 施策の必要性を高める	生活支援の制度と就労支援をセットで実施することで相乗効果が高まると考えられるため、施策の必要性を高める。
将来人口の推移	多摩地域では高齢化率が26市中4位と高く、また現在の「若い世代よりゆとりのある高齢者」が減り、低所得者層の高齢世帯が増加する。	3. 施策の必要性を高める	生活保護受給者の増加や高齢化の進行による孤立化が見込まれるため。
他自治体との比較	長期療養型病院の存在、住宅全体に占める公営集合住宅の割合が高い。また駅前の好立地に生活保護の住宅扶助基準額内の民間アパートが多数存在し、生活保護基準が近隣の埼玉県自治体より高いことなどから26市で最も生活保護率が高い。	3. 施策の必要性を高める	生活保護に至る前でのセーフティネットの構築による生活困窮者の支援の必要性を高める。
法・制度改正の動向	平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法の中で任意事業のうち「就労準備」及び「家計相談」の必須化が社会保障審議会で焦点化されている。	3. 施策の必要性を高める	生活保護の手前でのセーフティネットの必要性がより一層高まっている。

7. 施策を進める上での課題

①	施策を進める上での課題	生活保護受給者への就労支援と、生活困窮者自立相談支援事業と一体化に向けた情報収集を行い、緊密な連携に取り組む必要がある。		
	関連する事務事業名	生活困窮者自立支援事業	住居確保給付金給付事業	受験生チャレンジ支援貸付事業
	現在の取組状況	就労支援の取り組みでは平成29年度は7人が一般就労に至った。また平成28年度より新たに学習支援事業を開始し、平成29年度は53名の受講者となり、前年度比6名程微増となっている。		
	平成31年度以降の取組	平成30年度から開始した家計相談、就労準備支援事業の取り組みを強化し、生活保護に陥る前の段階で生活困窮からの早期脱却に取り組む。		
②	施策を進める上での課題	子どもの貧困対策については、国の大綱に基づき市町村整備計画の策定を促す状況であり、子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条における国及び都との協力、当該地域の状況に応じた市町村整備計画の策定について、今後検討する必要がある。		
	関連する事務事業名	子どもの貧困対策事業		
	現在の取組状況	平成30年度に日本社会事業大学と連携し、市内在住の小学5年生及び中学2年生の子どもがいる家庭を対象に、子どもの生活実態調査を実施する。また、市の独自調査として、市内の子ども食堂や子どもの居場所事業に調査員を派遣し利用児童の実態を把握する。		
	平成31年度以降の取組	子どもの生活実態調査の結果を清瀬市子ども・子育て支援事業計画に盛り込み、子ども・子育て会議にて、施策化を検討する。		